

料率見直しのスケジュールについて

- 1 農業保険法に基づき、農業共済における農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済並びに収入保険の料率については、3年ごとに改定（一般改定）をすることとされている。
また、改定に当たっては、農業保険部会において審議をしていただくこととしている。
- 2 本年度（令和3年度）は、果樹共済及び畑作物共済並びに収入保険の一般改定期にあたることから、第1回目の部会においては、収入保険の保険料標準率の算定方式の考え方について御審議いただく。

年度	平成 30	令和 元	2	3	4
農作物共済	△		○		
家畜共済	△	○			○
果樹共済	○			○	
畑作物共済	○			○	
園芸施設共済	△		○		
収入保険	○			○	

（備考）○は3年ごとの一般改定、△は制度見直しに伴う臨時の改定。